

(別紙3) 番号法第9条第2項及び条例第3条第1項に定める事務

No.	移転先	移転先における用途
1	障害福祉課	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3	国民健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4	障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5	国民健康保険課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6	市営住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8	生活支援課	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
9	障害福祉課	児童福祉法による障害児通所支援の提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10	介護保険課	介護サービス利用者負担額等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
11	市営住宅課	旭川市営住宅条例による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

(別紙3) 番号法第9条第2項及び提供に関する主務省令第2条並びに条例第3条第3項に定める事務

No.	移転先	移転先における用途（特定個人番号利用事務）
1	子育て助成課	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
2	障害福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
3	子育て支援課 子育て助成課	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
4	保健予防課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
5	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
6	生活支援課	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
7	市営住宅課	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。第55条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
8	国民健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの
9	障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
10	市営住宅課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
11	子育て助成課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
12	長寿社会課	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
13	長寿社会課	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
14	子育て助成課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
15	子育て助成課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
16	子育て助成課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
17	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
18	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
19	子育て助成課	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
20	子育て助成課 職員厚生課	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
21	福祉保険課	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
22	市営住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
23	生活支援課 福祉保険課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
24	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
25	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
26	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
27	こども保育課	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給事務の担当課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
29	生活支援課	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの)

※表中の第〇条は、提供に関する主務省令における条番号です。